

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 1 全体評価</p> <p><b>【原文】</b> 「一方、蓄積した研究活動情報を部局等が恒常的に利用できる効率的な体制・方法等を整備することについて、各部局等へのデータ提供方法等の明確化等の整備が行われていないことから、適切に実施していくことが求められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b> 削除願いたい。</p> <p><b>【理由】</b> 本学の教員個人評価については、本評価原案の「1 全体評価」において「(略)平成18年度の試行結果を踏まえ、個人評価を本格実施するとともに、評価結果を昇給に反映しており、先進的な取組として評価できる。」との評価をいただいております。従って、その基礎となる研究活動等の業績データも蓄積・整備済みであり、各種用途にも提供し利活用されております。</p> <p>本件については、平成19年度中にハードウェアを強化し、登録済データの修正機能等を向上させるとともに、グローバルCOE等の競争的外部研究資金への申請・報告、法人評価の実施及びFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動に伴って必要となる当該業績データなどを、各部局等からの要請に応じ効率的に提供しており、部局等が恒常的に利用できる体制の整備は完了しております。</p> <p>そのうえで、ご指摘の「データ提供方法等の明確化」の表現については、平成20年度以降に現行システムの検証と併せ、データの提供ルールの見直しなどを更なる改善事項として計画していたものです(別添資料参照)。</p> <p>以上のとおり、今回の評価においては、事実認定が誤っております。</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 年度計画【157-1】では、「蓄積された最新情報を部局等が恒常的に利用できる効率的な体制・方法等を検討し、整備する」とされているが、平成19年度実施状況欄には「各部局がもつ各種情報を効率的に収集し有効活用するため、現行の研究業績等データベースシステムの強化について検討した」となっており、かつ、別途提出資料「教員の研究業績等データベースシステム整備計画(当初)」において、現行システムによる運用、改善・機能強化及びデータ提供体制の整備のうち、「各部局等へのデータ提供方法等の明確化」及び「現行システムの検証」が平成19年度に行われておらず、この他当該年度計画を十分に実施していると認められる明確な資料がないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            2 項目別評価            I. 業務運営・財務内容等の状況            (3) 自己点検・評価及び情報提供</p> <p><b>【原文】</b>            「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。」            「【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】」            「○ 年度計画【157-1】「蓄積された最新情報を部局等が恒常的に利用できる効率的な体制・方法等を検討し、整備する」（実績報告書31頁）については、整備することとした事項のうち、各部局等へのデータ提供方法等の明確化等の整備が行われていないため、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b>            削除願いたい。</p> <p><b>【理由】</b>            前件（1ページ目）の申立ての理由に同じであり、平成19年度の年度計画は「十分に実施している」と判断しております。</p>	<p><b>【対応】</b>            原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b>            前述のとおり。</p>